

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正に係る新旧対照表(案)

変更後	現 行
<p>○独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程</p> <p style="text-align: center;">平成15年12月18日付15農畜機第1219号 改正 平成16年4月1日付15農畜機第3037号 平成17年4月1日付16農畜機第5536号 平成18年4月1日付17農畜機第4908号 平成19年4月1日付18農畜機第86号 平成20年4月1日付19農畜機第5072号 平成21年4月1日付20農畜機第4995号 <u>平成22年3月 日付21農畜機第 号</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 事業達成状況の評価</p> <p>事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。</p> <p>(1) 施設整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 設置後3年を経過したウの施設については、「畜産業振興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。<u>ただし、理事長が必要と認める場合には、目標年を経過した後に再度事後評価を行うこと。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規定の改正は、平成22年〇月〇日から実施する。</u></p>	<p>○独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程</p> <p style="text-align: center;">平成15年12月18日付15農畜機第1219号 改正 平成16年4月1日付15農畜機第3037号 平成17年4月1日付16農畜機第5536号 平成18年4月1日付17農畜機第4908号 平成19年4月1日付18農畜機第86号 平成20年4月1日付19農畜機第5072号 平成21年4月1日付20農畜機第4995号</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 事業達成状況の評価</p> <p>事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。</p> <p>(1) 施設整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 設置後3年を経過したウの施設については、「畜産業振興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。</p>